○国土交通省告示第五百八十一号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第四十四条第一項及び第三項の規定により、個人情報保護委員会が法第四十四条第一項の規定による権限を国土交通大臣に委任した場合において、令第十五条第二項に基づき委任を行うこととしたので、令第十五条第四項の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第六百六十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の規定により国土交通大臣に委任された権限のうち地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部又は運輸支局の所掌に係るものにあっては、運輸監理部長又は運輸支局長。以下同じ。）、地方航空局長及び管区海上保安本部長に委任するものに係る事務の範囲、委任を受ける職員の官職並びに委任の期間 一　法第四十四条第一項の規定により、個人情報保護委員会が国土交通大臣に、次の表の下欄に掲げる事務に係る権限を委任した場合においては、国土交通大臣は、次の表の上欄に掲げる官職の職員に対し、当該権限のうちその所掌に係るものを委任する。	国土交通大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に規定する権限又は事務のうち地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部又は運輸支局の所掌に係るものにあっては、運輸監理部長又は運輸支局長。以下同じ。）、地方航空局長及び管区海上保安本部長に委任するもの並びに委任を受ける職員の官職並びに委任の効力の発生する日 一　次の表の上欄に掲げる官職の職員に対し、同表の下欄に掲げる法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する国土交通大臣の権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任する。
委任を受ける職員の官職 ／ 国土交通大臣の所掌事務	委任を受ける職員の官職 ／ 国土交通大臣の所掌事務
（略） ／ （略）	（略） ／ （略）
二　委任の期間 個人情報の保護に関する法律施行令第十三条第一項の規定により個人情報保護委員会が定める委任の期間 （削除）	二　委任の効力の発生する日 この告示の公布の日 （新設）

附　則

この告示は平成二十九年五月三十日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十二号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、次に掲げる告示を廃止する。

平成二十九年五月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

一　平成二十四年国土交通省告示第三百六十三号（国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドラインを定めた件）

○国土交通省告示第五百八十三号

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号。以下「令」という。）第二十六条第一項の規定に基づき、国土交通大臣の所掌に係る法第二章から第四章の二まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、令第二十六条第三項の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第三百八十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 国土交通大臣の所掌に係る法第二章から第四章の二まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。	一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 国土交通大臣の所掌に係る法第二章から第四章まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。
（略）	（略）

附　則

この告示は平成二十九年五月三十日から施行する。